

青森県エリア共同利用型  
データ連携基盤構築等業務

業務委託仕様書

青森県総合政策部DX推進課

## 目次

1.	業務名称	4
2.	委託期間	4
3.	目的	4
4.	本業務の内容	4
4.1.	調達範囲	4
4.2.	本業務の役務	5
4.3.	調達対象範囲	5
4.4.	本業務におけるシステム構築方針	5
4.4.1.	非パーソナルデータ連携基盤の整備方針	6
4.4.2.	オープンデータカタログサイトの整備方針	6
4.4.3.	県及び市町村による共同利用を想定した庁内用及び公開用GISの整備方針	7
4.4.4.	道路除排雪情報一元化マップの整備方針	7
4.4.5.	道路除排雪機械ダッシュボードの整備方針	8
4.5.	システムの利用環境	8
4.6.	スケジュール	8
4.7.	本業務の前提事項	8
5.	業務内容	9
5.1.	プロジェクト管理要件	9
5.1.1.	プロジェクト計画	9
5.1.2.	プロジェクト管理	9
5.1.3.	プロジェクト体制	9
5.1.4.	プロジェクトに関わるステークホルダー想定	9
5.1.5.	コミュニケーション管理	10
5.1.6.	プロジェクト管理における留意事項	10
5.2.	非パーソナルデータ連携基盤の構築	10
5.2.1.	機能要件・非機能要件	10
5.2.2.	APIの開発	10
5.3.	青い森オープンデータカタログサイトの更改	11
5.3.1.	機能要件・非機能要件	11
5.4.	庁内用及び公開用GISの構築	11
5.4.1.	機能要件・非機能要件	11
5.4.2.	APIの公開	11
5.4.3.	ソフトウェアライセンス	11
5.5.	道路除排雪情報一元化マップの構築	12
5.5.1.	機能要件・非機能要件	12
5.6.	道路除排雪機械ダッシュボードの構築	12
5.6.1.	BIツールの導入	12
5.6.2.	ライセンス数について	12
5.6.3.	公開用ダッシュボードの作成	12
5.6.4.	機能要件・非機能要件	12
5.7.	ガバナンス規定等の整備	13
5.7.1.	非パーソナルデータ連携基盤運用のガバナンス規定等の整備	13
5.7.2.	庁内用及び公開用GIS運用におけるガバナンス規定等の整備	13
5.8.	技術支援	13
5.8.1.	構築段階に応じたUI・機能・仕様の県及び共同利用参画市町村へのレビュー対応	13
5.8.2.	県内の市町村に向けた説明会の実施	13
5.8.3.	データ連携基盤全般に関する技術的相談への対応	13
5.9.	研修要件	13
6.	運用保守	14

6.1.	運用保守全般 .....	14
6.2.	非パーソナルデータ連携基盤の運用保守 .....	14
6.3.	オープンデータカタログサイトの運用保守 .....	14
6.4.	庁内用及び公開用GISの運用保守 .....	14
6.5.	道路除排雪情報一元化マップの運用保守 .....	14
6.6.	道路除排雪機械ダッシュボードの運用保守 .....	15
7.	成果品 .....	15

## 1. 業務名称

青森県エリア共同利用型データ連携基盤構築等業務（以下「本業務」という。）

## 2. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）

## 3. 目的

本県では、令和6年2月に県のDX（デジタル・トランスフォーメーション）、デジタル化の取組を加速化する個別計画として、青森県DX推進プランを策定し、「産業・しごと」「暮らし・まち」「行政経営」の各分野におけるDXの推進とこれら各分野を支えるデータ利活用を推進するための仕組みの充実を図っていくことを目標に掲げている。

令和6年度から令和7年度にかけて、県内市町村の協力を得て、本県民の抱える諸課題の解消に向けて必要な取組について検討を重ねた結果、「防災」「子育て」「道路除排雪」「GIS共同利用」等を取り組むべきテーマとして挙げた。

これらのテーマをはじめとして、地域社会を支える、活性化する、利便性を高めるための仕組み・取組を推進する上では、分野横断的にデータを活用していくことが必要不可欠であり、これを前提として、県全体のDX推進に向けて県及び市町村が連携して取り組むことが肝要である。

本業務は、行政が保有・公開するデータを中心に集積することで分野横断でのデータ利活用の実現を目指し、地域課題の解決や新たなサービスの創出を図っていくための仕組みとして、青森県及び県内市町村の共同利用によるデータ連携基盤及び各種サービスの整備を目的とする。

## 4. 本業務の内容

### 4.1. 調達範囲

「エリア共同利用型データ連携基盤」の全体像を図1に示す。

### 青森県エリア共同利用型データ連携基盤（※赤枠:本業務の対象範囲）



図1 青森県エリア共同利用型データ連携基盤の全体像（概念図）

同基盤では、令和8年12月より試験運用を開始し、令和9年3月より本格運用を予定している。また県・市町村連携サービス、県個別サービス、市町村独自サービス、および官民連携サービス等、今後、各分野個別および分野連携により地域課題の解決や新たなサービスを創出していく上で共通的に活用しうる仕組みを共同利用型サービスとして整備し、必要に応じて段階的な充実化を図る予定である。本業務においては、図1の赤枠で示した、データ連携基盤の一部、オープンデータカタログサイト、庁内用及び公開用GIS、道路除排雪情報一元化マップ、及び道路除排雪機械ダッシュボードを整備することとしている。

また、将来的には、行政のみならず民間においてもデータの活用が進み、県・市町村が提供するデータを活用したサービス、民間企業等によるデータを活用したサービスや新たなサービスがデータ連携基盤を活用して提供される状況になることを目指している。

#### 4.2. 本業務の役割

本業務で構築を予定しているエリア共同利用型データ連携基盤とは、「非パーソナルデータ連携基盤」、「オープンデータカタログ」、「庁内用及び公開用GIS」、「道路除排雪情報一元化マップ」、「道路除排雪機械ダッシュボード」で構成され、これらシステムの導入にむけた要件定義、システム構築、各種テスト、初期のデータ登録、各種システム利用に向けた利用者研修、サービスの試験運用等、運用開始及びその他関連する付帯業務（詳細は「別紙1 要件一覧」を参照）を予定している。また、上記システムの構築後は、運用保守設計を作成の上、本システムの本格運用開始から令和9年3月31日までの運用保守業務を行うことを想定している。

#### 4.3. 調達対象範囲

本件における調達範囲を下記に示す。

表1 調達範囲（スコープ）

区分	分類	調達範囲	特記事項
ソフトウェア	アプリケーション	調達範囲に含む	
	ミドルウェア	調達範囲に含む	
	オペレーティングシステム	調達範囲に含む	
	ソフトウェア構築役務	調達範囲に含む	
	ライセンス費用	調達範囲に含む	
サーバ環境 (クラウド)	各種マネージドサービス	調達範囲に含む	
	環境構築役務	調達範囲に含む	
運用支援	運用支援役務	調達範囲に含む	令和9年3月までに発生する保守作業
ネットワーク	ネットワーク設定に伴う調整及び情報取得	調達範囲に含む	ファイアウォール設定変更、プロキシ変更等、変更作業に関連する情報の整理等

#### 4.4. 本業務におけるシステム構築方針

本業務にて構築するシステムの基本方針は以下のとおりである。

表2 システム対応の基本方針

要件	内容
開発方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>本システムは、機能拡張性および保守性の高いシステムとすること</li> <li>システム稼働後5年間は利用可能（サポートが行われる）な技術・言語・製品を使用すること</li> <li>品質確保、スケジュールの遵守が可能な開発手法であること</li> </ul>
システム形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発するシステムは、原則Web方式にて動作するシステムであること</li> </ul>

#### 4.4.1. 非パーソナルデータ連携基盤の整備方針

非パーソナルデータ連携基盤の構築、運用にあたっての方針を以下のとおりとし、受託にあたってはこれらに沿った内容とすること。

- 将来的な運用時の負担を軽減するため、システム稼働環境は、クラウド上のサービスとすること。
- 将来的に機能を追加できる拡張性を有すること。
- 非パーソナルデータ連携基盤は、データ分散型とすること。ただし、データ分散型でデータ連携する場合は外部システム側も FIWARE Orion Context Broker を搭載していることを前提とし、それ以外の場合は、APIなどのリクエストに応答できる機能を搭載することを前提とする。なお、必要に応じてデータの一時ストックなどができるように蓄積機能を基盤上に備えること。
- 他自治体等の非パーソナルデータ連携基盤との将来的な連携についても考慮した仕様とすること。
- 内閣府により令和5年8月10日に策定された「スマートシティリファレンスアーキテクチャホワイトペーパー」（以下「ホワイトペーパー」という。）に準拠した構成とすること。詳しくはホワイトペーパーを参照すること。
- エリア・データ連携のブローカー機能については、FIWARE Orion Context Broker を前提とし、デジタル庁が開発・提供・公開するブローカー機能の要件を満たすこと。
- 取得するデータに応じてデータ接続APIを開発すること。また、開発したAPIは外部公開すること。なお、外部に公開するAPIについては、NGSIに準拠すること。
- 非パーソナルデータ連携基盤で扱われるデータが、政府の提供するGIF 又は FIWARE が推奨する標準的なデータモデル（NGSI）に準拠していること。
- データ連携の仕組みやAPI等の開発にあたっては、運用開始後に受注者以外での対応も可能とする構成とすること（ベンダーロックインとならないこと）。
- 総務省策定の「スマートシティセキュリティガイドライン（第3.0版）」（2024年6月）に記載されているスマートシティセキュリティ導入チェックシートの内容のうち、都市OSに係る項目を満たすセキュリティ対策を講じること。
- 将来、パーソナルデータ連携基盤との接続の可能性があることを念頭に入れること。
- 本業務において構築した非パーソナルデータ連携基盤は、青森県及び県内の市町村が共同で利用する。令和9年3月の本格運用時には、35市町村との共同利用を想定している。

#### 4.4.2. オープンデータカタログサイトの整備方針

オープンデータカタログサイトの構築、運営にあたっての方針を以下のとおりとし、受託にあたってはこれらに沿った内容とすること。

- 現行の青い森オープンデータカタログサイト (<https://opendata.pref.aomori.lg.jp/>) から、FIWAREの標準データカタログであるCKANへ保有するオープンデータ（約1,200データセット、12,000ファイル）も含めて移行させること。
- 移行後は、県・市町村の保有データを機械判読可能かつ二次利用可能な形式で更改するポータルサイトへと進化させること。
- より効果的かつ効率的に非パーソナルデータ連携基盤に格納するデータのカタログやAPI等、データの活用を促進させること。
- サイト構築に当たっては、ユーザーフレンドリーなサイト構造とすること。
- 青森県や県内市町村の基礎的なデータ（人口や経済等）の過去の推移や最新値を1カ所で公開でき、管理者による作成・管理が容易なダッシュボード機能を搭載するとともに、当該ダッシュボードの閲覧ページをサイトに掲載すること。
- サイトのトップページを始めとする各ページは視認性が高く、洗練されたデザインとするとともに、アクセシビリティに配慮した設計とし、管理者によるメンテナンスが容易なサイトとすること。
- サイトは県が管理・運営し、県内40市町村にデータアップロード権限などを有するアカウントを配付する。
- サイトの本格運用開始時期は、令和9年2月頃を想定すること。

#### 4.4.3. 県及び市町村による共同利用を想定した庁内用及び公開用GISの整備方針

庁内用及び公開用GISの構築、運営にあたっての方針を以下のとおりとし、受託にあたってはこれらに沿った内容とすること。

- 県及び県内市町村が保有する地理空間情報を統一的な基盤上で管理・共有し、行政内部および外部利用者に対し一体的な地図サービスを提供することを目的とする。
- 本システムは、組織横断的なデータ利活用による業務効率化やDX実現のために、庁内用GIS（行政内部向け）、及び公開用GIS（一般住民向け）を同一基盤上に構築し、利用者の目的や用途に応じた機能および公開範囲を適切に切り替えて提供できる構成とすること。
- 庁内用及び公開用GISの主な利用対象分野として下記7分野を想定する。  
(庁内用GISの主な利用想定分野)
  - ① 固定資産税（ただし個人情報との連携部分は利用対象外とする）
  - ② 地籍
  - ③ 道路分野
  - ④ 道路除排雪分野
  - ⑤ 農林分野
  - ⑥ 都市計画分野
  - ⑦ 消防防災分野(公開用GISの主な利用想定分野)
  - ① 道路除排雪分野
  - ② 消防防災分野
  - ③ 鳥獣被害分野
- 庁内用GISは、行政内部で利用する地図の作成・情報の管理・空間分析の実施を目的とした地図編集、データ入出力、レイヤ管理、各種分析、行政固有データの閲覧・操作など、内部業務に必要な機能を包括的に提供すること。
- 公開用GIS（一般住民向け）は、県民がインターネットから利用し、閲覧・計測・検索等の地図情報閲覧、確認に必要な基本的な機能を中心とし、操作性・表示速度・アクセシビリティに配慮した構成とすること。
- 本システムは非パーソナル連携基盤と連携し、GISで扱う各種地理空間情報と行政内外の非パーソナルデータ（地域インフラ情報、センサー情報、オープンデータ等）との統合的な活用を可能とすること。
- 県と市町村間でのデータの一元管理と更新効率化を図り、災害対応、道路・都市計画、観光・福祉など、多様な分野における県域での情報共有と業務連携の高度化を推進すること。
- 令和9年4月以降、35市町村との共同利用を想定している。

#### 4.4.4. 道路除排雪情報一元化マップの整備方針

道路除排雪情報一元化マップの構築、運営にあたっての方針を以下のとおりとし、受託にあたってはこれらに沿った内容とすること。

- 道路除排雪情報一元化マップは、県及び県内市町村の道路除排雪業務を行う機械に搭載したGPSの位置データを、非パーソナルデータ連携基盤を経由して利用し、道路除排雪情報を可視化して県民向けに情報提供するものであること。
- 道路除排雪情報一元化マップは、庁内用GISにより行政内部で道路除排雪情報のデータメンテナンス等の管理に利用するとともに、公開用GISによりウェブ上で県民に情報を提供するサービスとして提供すること。
- 除排雪機械のGPS情報等は、青森県及び県内市町村に整備されている既設の（令和8年度中の新設を含む）道路除排雪情報把握の仕組み（以下「道路除排雪管理システム」という。）から非パーソナルデータ連携基盤を経由して情報が提供されることを想定すること。
- 県及び県内市町村が利用する道路除排雪管理システムベンダー（5社程度を想定）との連携仕様について

て、受注者がプロジェクト開始後に調整したうえで極力カスタマイズが発生しない形式で対応を行うこと。なお、道路除排雪管理システム側におけるデータ連携基盤との連携作業については、本業務に含まず、別契約において処理する。

#### 4.4.5. 道路除排雪機械ダッシュボードの整備方針

道路除排雪機械ダッシュボードの構築、運営にあたっての方針を以下のとおりとし、受託にあたってはこれらに沿った内容とすること。

- 道路除排雪機械ダッシュボードは、非パーソナルデータ連携基盤を経由して提供される、県内各道路管理者の除排雪機械のGPS情報等を元に、県及び県内市町村職員向けに、BIツールにより除排雪機械の稼働状況を可視化して情報提供するものであること（県民向けには公開しない）。
- 道路除排雪機械ダッシュボードを構成するBIツールは操作性に優れていること。
- 県にて効率的にダッシュボードの作成ができ、BIツール上で作成したダッシュボードは、WEBサイト、PDFおよび紙面等への掲載・印刷も可能であること。
- ダッシュボードで扱う道路除排雪機械の種別は、主にトラクターショベル、ドーザー、グレーダー、ロータリー、ダンプトラック等を想定している。
- 提供される除排雪機械のGPS情報及び道路除排雪管理システムベンダー（5社程度を想定）との連携仕様については、上記4.4.4.道路除排雪情報一元化マップの整備方針と同様であること。ただし、ダンプトラックのGPSデータについては、スマホ型GPS装置から道路除排雪管理システムを介さず非パーソナルデータ連携基盤に提供される形式を想定していることに留意すること。
- 作成したダッシュボードの試験運用時期は、令和9年1月～2月を想定すること。

#### 4.5. システムの利用環境

サービス利用者（システム管理者及び公開情報の閲覧者）が安全かつ容易に情報を管理・取得できると同時に、運用経費を抑制できる利用環境を提案すること。

#### 4.6. スケジュール

表3を参考に、現時点の想定スケジュールを提案すること。

表3 業務概要及びスケジュール

業務概要	スケジュール
非パーソナルデータ連携基盤の構築及び運用	契約締結～令和9年3月末日
オープンデータカタログサイトの更改・データ移行	契約締結～令和9年1月末日
庁内用及び公開用GISの構築及び運用	契約締結～令和9年3月末日
道路除排雪情報一元化マップの構築、運用 (試験運用開始は令和8年12月を予定)	契約締結～令和9年3月末日
道路除排雪機械ダッシュボードの構築	契約締結～令和9年3月末日
非パーソナルデータ連携基盤運用のガバナンス規定等整備	契約締結～令和9年2月末日
庁内用及び公開用GIS運用のガバナンス規定等整備	契約締結～令和9年2月末日
技術支援・研修	契約締結～令和9年3月末日
その他必要事項	契約締結～令和9年3月末日

#### 4.7. 本業務の前提事項

本業務は国の地域未来交付金を利用して実施するものであることから、業務実施に当たり受注者は以下の点に留意して業務を行うこと。

- 地域未来交付金に係る国への報告資料等作成にあたって、本県の指示に基づき、必要な資料・情報を

提供すること。

- ・請負代金の実績内訳について、必要に応じて証拠書類の提出を求める場合があるので、協力すること。

## 5. 業務内容

本業務の業務内容の詳細事項を以下に示す。

### 5.1. プロジェクト管理要件

#### 5.1.1. プロジェクト計画

受注者は、本仕様書に基づき、本システムの構築における具体的な体制、スケジュール、プロジェクト管理方針、プロジェクト管理方法等を含んだプロジェクト計画書をプロジェクト開始後14日以内に県と内容を協議の上作成し、承認を得ること。

プロジェクトの計画に変更が生じた際には、随時プロジェクト計画書を改版し、県の承認を得ること。  
なお、進捗管理や課題管理等を行う際の様式については、県と協議により決定するものとする。

#### 5.1.2. プロジェクト管理

本業務においては、プロジェクト計画で定義したスケジュールおよび品質方針に基づき進捗管理・品質管理を実施し、計画との差異が生じた場合には原因および対応策を明確にした上で速やかに是正計画を策定するものとする。課題・リスクについては発生状況を監視し、顕在化した際には県と協議のうえ対応方法を確定し、解決まで継続的に管理する。仕様確定後に変更が必要となった場合は、影響範囲及び必要工数を整理し、変更管理ミーティングにより対応方針を決定する。また、文書、セキュリティ、連絡手段について適切な管理を行うものとする。

#### 5.1.3. プロジェクト体制

業務実施にあたり受注者は本業務を確実に履行できる体制を設けることとし、表4のスキルを持った要員を配置すること。なお、プロジェクト発足時からの要員変更にあたっては、必ず県の了承を得るとともに変更後の要員のスキルが前任者と同等以上であることを担保すること。

表4 プロジェクトスキル対象

要求するスキル	スキル詳細
プロジェクト管理能力	<ul style="list-style-type: none"><li>・プロジェクト計画を策定し、システムの設計・開発、テスト、システムの評価、プロジェクト間の調整を行い、生産性及び品質の向上に資する管理能力を有すること。</li><li>・国や都道府県等において、システム開発のプロジェクト管理を実施した経験もしくは同等の経験を有すること。</li><li>・新規に複数自治体で共同利用するデータ連携基盤を導入・運用した経験や、その他関連する知見を有している場合はその旨記載すること。</li></ul>

#### 5.1.4. プロジェクトに関わるステークホルダー想定

令和8年度にプロジェクトに関わるステークホルダーは表5を想定しており、各組織・事業者と適宜調整を行い、円滑に作業を遂行すること。なお、表5については現時点の想定であり、今後変更する可能性がある。

表5 ステークホルダー一覧

組織・事業者	主な役割
青森県DX推進課	本業務の発注担当であり、データ連携基盤等の構築における実施管理、各関係先との調整、並びに各システムへの連携やシステム構成にかかわる検討を行う。
青森県内市町村情報主管課（GIS共同利用担当課）	市町村庁内業務におけるGIS活用を推進する立場として、関連データの管理・更新、利用者サポートを行う。また、共同利用環境の改善に向けて、検討やニーズ整理を行い本県DX推進課と連携する。35団体を想定
道路管理者（青森県及び県内市町村）の除排雪業務担当	県及び市町村は、それぞれが管理する道路の除排雪業務を所管し、同業務で使用する除排雪機械に搭載するGPS端末の位置データを取得・管理する。
県及び県内市町村に導入されている道路除排雪管理システムベンダー	県及び県内市町村で導入されている道路除排雪管理システムからGPS情報他の情報を県側に提供予定のシステムベンダー（5社程度を想定）

### 5.1.5. コミュニケーション管理

受注者は、本業務の遂行にあたり、統括管理・品質管理・リスク管理・コミュニケーション管理等を適切に実施するための定例報告会や各工程完了報告会等の各種ミーティングを実施する。

定期報告の会議体として、定例報告会、工程完了報告会、作業部会等の定例会を必要に応じて設置することとし、必要な報告書類を会議開催までに完備しつつ、会議終了後、会議内容を3日以内に書面で県に報告し、その承認を得るものとする。各会議は集合型会議（オンライン含む）で行うとともに、進捗状況等の共有・報告は書面により行うことを可とする。なお、規定した以外の会議が必要な場合は適宜必要な会議を開催すること。

### 5.1.6. プロジェクト管理における留意事項

本プロジェクトの報告に用いる様式については、受注者の様式を活用することを想定している。使用する様式については、本県と協議した上で作成すること。受注者は本県と合意した様式を使用し、前述した「コミュニケーション管理」等に示す会議の報告を行うこと。

## 5.2. 非パーソナルデータ連携基盤の構築

### 5.2.1. 機能要件・非機能要件

機能要件、非機能要件については「別紙1 要件一覧」を参照のこと

### 5.2.2. APIの開発

非パーソナルデータ連携基盤の運用にあたって、データ連携用のAPI及びサービス接続用のAPIの開発方針を以下のとおりとし、受託にあたってはこれらに沿った内容とすること。

- 非パーソナルデータ連携基盤の運用開始段階において最低限必要と想定される収集対象データは「別紙2 除排雪情報提供予定情報一覧」を参照のこと。なお、県内市町村と共同利用する非パーソナルデータ連携基盤にとって有用となるデータや初期接続サービスを実施する上で必要なデータ接続APIが想定される場合は、その旨を提案し、本業務において開発すること。
- データ接続API開発にあたっては、道路除排雪情報一元化マップ及び道路除排雪機械ダッシュボードのデータ連携概念図を図2に示すとおりとし、受注者は、道路除排雪管理システムベンダーとの接続方法について、協議の上構築すること。

青森県道路除排雪分野におけるデータ連携概念図【将来想定含む】

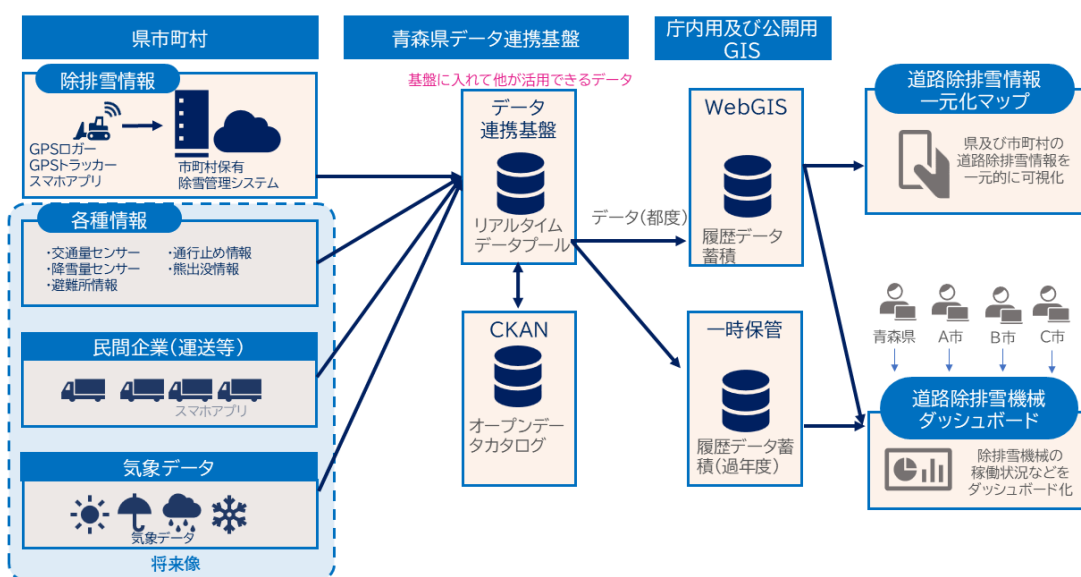


図2 本業務における非パーソナルデータ連携基盤の構成とこれを取り巻く概念図

### 5.3. 青い森オープンデータカタログサイトの更改

#### 5.3.1. 機能要件・非機能要件

機能要件、非機能要件については「別紙1 要件一覧」を参照のこと

### 5.4. 庁内用及び公開用GISの構築

#### 5.4.1. 機能要件・非機能要件

機能要件、非機能要件については「別紙1 要件一覧」を参照のこと

#### 5.4.2. APIの公開

庁内用及び公開用GISの運用にあたってAPIの公開方針を以下のとおりとし、受託にあたってはこれらに沿った内容とすること。

- 庁内用及び公開用GISは、県及び県内市町村による共同利用型の地図プラットフォームとし、必要な機能を標準的に網羅・搭載するほか、個別機能を開発するためのAPIを搭載し、県及び県内市町村が目的に応じた多様な個別サービスをアドオン開発できる仕組みを有するものとする。
- 受注者は本県からの依頼に基づきAPI仕様を公開し、個別サービスの開発に必要なAPI情報を提供すること。

#### 5.4.3. ソフトウェアライセンス

本業務において構築するGISについては、庁内用GIS及び公開用GISのライセンスを提供するものとする。庁内用及び公開用GISのライセンス形態については表6のとおりとする。

該当ライセンスには本県の1/2500相当の地図データを搭載することとし、庁内用GISならびに公開用GISで利用者数（ユーザ数）に関わらずベースマップとして参照利用できる権利を含むこと。

表6 庁内用及び公開用GISの必要ライセンス数

ライセンスの種類	ライセンス数	想定利用者
庁内用GIS	750ライセンス（クライアント） （内訳） 県：50ライセンス （10分野×4名＋県DX推進課等10名） 市町村：700ライセンス （35市町村×10分野×2名分）	県及び県内市町村職員
公開用GIS	10ライセンス（サーバー）	県関係課、県内市町村

## 5.5. 道路除排雪情報一元化マップの構築

本システムは、除雪及び排雪の状況を正確かつ効率的に把握するため、除雪計画路線、除雪対象路線、除雪実績路線、排雪計画路線、排雪対象路線及び排雪実績路線の6つの管理レイヤを用いて路線情報を区分し、各レイヤ間の関連性を保持しつつ独立して管理できる機能を備えるものとする。

### 5.5.1. 機能要件・非機能要件

機能要件、非機能要件については「別紙1 要件一覧」を参照のこと

## 5.6. 道路除排雪機械ダッシュボードの構築

### 5.6.1. BIツールの導入

県及び県内市町村職員が作成・閲覧ができるBIツールを、発注者と協議の上、令和8年8月を目安として導入すること。利用環境については、非パーソナルデータ連携基盤等の構築内容とあわせて適切なものとする。

### 5.6.2. ライセンス数について

導入ライセンスはBIツールによって異なるが、主に表7の用途のライセンスを各自治体職員に配付可能とすること。

表7 BIツールの必要ライセンス数

ライセンスの種類	ライセンス数	想定利用者
主にダッシュボードの作成を想定したライセンスで管理者向けを想定	10ライセンス 県職員：10本	青森県DX推進課、道路課
主にダッシュボードの閲覧を想定したライセンスで利用者向けを想定	200ライセンス 県内市町村：175本 （35市町村×5本） 県職員：25本	県関係課、県内市町村道路除排雪担当課

### 5.6.3. 公開用ダッシュボードの作成

発注者と協議の上、除排雪機械の稼働状況を確認可能なダッシュボードを作成することとし、ダッシュボードを、4つ程度作成することを想定する。

ダッシュボードの要件定義にあたっては、利用者（閲覧者）である、県及び市町村の道路除排雪担当課の意見を集約したうえで利用しやすいものとする。また、必要なデータの選定、データの準備（データクレンジング等）、ダッシュボードの作成手法等について適切な教育などの支援を職員に対して行うこと。

### 5.6.4. 機能要件・非機能要件

機能要件、非機能要件については「別紙1 要件一覧」を参照のこと

## 5.7. ガバナンス規定等の整備

### 5.7.1. 非パーソナルデータ連携基盤運用のガバナンス規定等の整備

本業務により構築するデータ連携基盤については、県及び県内市町村が共同で利用するものであり、マルチステークホルダーが安全安心にデータを利活用するための基盤運用にあたって必要となる運用規定等のガバナンスの整備が必要となる。そのため、非パーソナルデータ連携基盤の運用にあたり必要となる技術的な規定を発注者との協議の上、作成すること。

### 5.7.2. 庁内用及び公開用GIS運用におけるガバナンス規定等の整備

本業務により構築する庁内用及び公開用GISは、県及び県内市町村が共同で利用する地理情報システム基盤である。庁内用及び公開用GISは、広域行政施策の検討、行政データの一元管理、効率的な運用体制の実現等を目的として提供されるものであり、多様なステークホルダーが安全安心にGISデータを利活用できる環境の確保が必要となる。そのため、庁内用及び公開用GISの運用にあたり必要となる技術的な規定、標準手順、役割分担および運用ルール等について、発注者と協議の上、作成すること。

## 5.8. 技術支援

### 5.8.1. 構築段階に応じたUI・機能・仕様の県及び共同利用参画市町村へのレビュー対応

構築段階に応じて、非パーソナルデータ連携基盤の管理者ポータルやオープンデータカタログ、除排雪情報共有サービス等について、操作性やデザイン等を県及び共同利用参画市町村への確認を通じて改善の協議に応じること。

### 5.8.2. 県内の市町村に向けた説明会の実施

エリア共同利用型データ連携基盤の本運用は前述のとおり、県と県内の市町村で共同利用していくものであるため、県内市町村に向けて、本業務において構築するエリア共同利用型データ連携基盤について、この基盤が持つ機能についての説明及びこの基盤への接続方法（データの提供手順、データの取得手順）等を周知する必要がある。

これらを周知する機会として、県内市町村を対象に、説明会を実施すること。説明会の実施にあたっては、エリア共同利用型データ連携基盤の各サービスとの接続方法や利用に係る県との調整方法等を記した資料を作成し用いること。

なお、説明会を実施するための日程（令和8年11月を想定）調整等の段取りについては、県と協議の上進めるものとし、3回程度を想定すること

### 5.8.3. データ連携基盤全般に関する技術的相談への対応

県の各課、共同利用参画市町村を中心に、今回整備するエリア共同利用型データ連携基盤に関するサービス及びデータの接続に関する相談等について対応すること

## 5.9. 研修要件

本業務にて整備する各種システムについて、利用者向け、システム管理者向けの研修をそれぞれ実施すること。また、研修当日に参加できない者が、後日研修内容を把握できるような工夫を施すこと。想定する研修内容は表8のとおりとする。

表8に示す全ての研修項目において、研修環境は本番環境とし、研修場所、研修回数、研修用端末は県と受注者で協議のうえ決定する。また、研修内容は受注者が提案するものとする。

表8 研修一覧

研修項目	研修対象者	研修内容
非パーソナルデータ連携基盤	非パーソナルデータ連携基盤の管理者	システム概要、管理者向け機能、運用・保守、搭載サービスとの連携確認方法、その他システム運用に必要な事項等について説明を行う。
青い森オープンデータカタログサイト更改後環境	オープンデータカタログサイトの管理者（県及び県内市町村職員）	システム概要、管理者向け機能、運用・保守、オープンデータ整備状況の確認方法等について説明を行う。
庁内用及び公開用GIS	庁内用及び公開用GISの管理者（県職員）	システム概要、管理者向け機能、運用・保守等について説明を行う。
道路除排雪情報一元化マップ及び道路除排雪機械ダッシュボード	道路除排雪情報一元化マップ及び道路除排雪機械ダッシュボードの管理者（県及び県内市町村職員）	システム概要、管理者向け機能、運用・保守等について説明を行う。

## 6. 運用保守

本業務で構築するエリア共同利用型データ連携基盤の運用保守の詳細事項を以下に示す。

### 6.1. 運用保守全般

- 令和8年度内のデータ連携基盤及び各種サービスの本格運用後の運用保守体制を明確にするとともに、発注者からの問い合わせへの対応方針、システム構成やサービス内容等の変更が発生した場合の対応等の方針を具体的に定めること。
- 令和8年度末時点のシステム構成が令和9年度以降継続することを前提に、令和9年度から令和13年度までの5年間における運用保守内容を提案すること。
- データ連携基盤及びオープンデータカタログサイト等への不正アクセスの防止方法、サーバーのセキュリティ対策を具体的に定めること。
- セキュリティインシデント発生時の対応方針・手順等を具体的に定めること。

### 6.2. 非パーソナルデータ連携基盤の運用保守

データ連携基盤やデータレイクで処理・保存されているデータの状況、APIによるデータ接続・データ取得の状況など、発注者がデータ連携基盤の稼働状況を把握するために必要とする情報を提供することとし、その内容と方法を具体的に定めること。また、発注者への定期報告方法、及び軽微な変更が生じた際の対応方針を定めること。

### 6.3. オープンデータカタログサイトの運用保守

- サイトのセキュリティ対策や発注者への各種定期報告の内容及び方法、軽微な変更が生じた際の対応方針などを具体的に定めること。
- サイトのアクセス解析により、サイト訪問者や取得データの実態を把握し、定期的に発注者に報告すること。

### 6.4. 庁内用及び公開用GISの運用保守

GISの主な利用想定分野で業務効率化や情報発信を図るための発注者支援体制のほか、軽微な変更が生じた際の対応方針を定めること。

### 6.5. 道路除排雪情報一元化マップの運用保守

- 発注者が道路除排雪情報一元化マップの稼働状況を把握するために必要とする情報を提供することとし、その内容と方法を具体的に定めること。また、発注者への定期報告方法、及び軽微な変更が生じた際の対応方針を定めること。
- マップのアクセス解析により、マップの閲覧者の実態を把握し、定期的に発注者に報告すること。

## 6.6. 道路除排雪機械ダッシュボードの運用保守

- 発注者が道路除排雪機械ダッシュボードの稼働状況を把握するために必要とする情報を提供することとし、その内容と方法を具体的に定めること。また、発注者への定期報告方法、及び軽微な変更が生じた際の対応方針を定めること。
- 道路除排雪機械の稼働状況の見える化などによる道路除排雪の住民満足度の変化を計測するため、WEB上でのアンケートを実施することとし、その具体的に記載すること。

## 7. 成果品

提出する成果品は表9のとおりとする。

成果品の提出に際しての注意事項は以下のとおりとする。

- 成果品は、適宜電子データで納入し、最終納品は、電子媒体（電子データを収録したDVD-R）2部で納品すること。納品に必要な資材は受注者で用意するものとし、ソフトウェアライセンス証明書等の書類については、2部のうち正本に原本を、副本に写しを付すこと。
- 電子データは、原則として「Microsoft Office 2021以降」のソフトウェアで閲覧及び編集が可能なものとする。
- ソフトウェアの付属物や保証書などは、それぞれの対象ごとに分類・整理し一覧を付して納品すること。
- 提出後に成果品に訂正事項等が生じた場合は、発注者の指示に従い、速やかに訂正の上再提出すること。

なお、納入後1年間は、媒体破損、データ及びプログラム不良による納入物の再作成及び修正を保証できるように、受注者の責任において納入成果物の複製物を保管すること。

表9 成果品

分類	成果品	提出期限
(1) 本業務全体に係る成果物	プロジェクト計画書	契約日から2週間以内
	工程完了報告書	各工程終了時
	業務完了報告書	令和9年3月31日(水)
(2) 非パーソナルデータ連携基盤の構築	非パーソナルデータ連携基盤一式	令和9年2月26日(金)
	要件定義書	令和9年2月26日(金)
	基本設計書(API仕様等)	令和9年2月26日(金)
	操作手順書	令和9年2月26日(金)
	各種設定書	令和9年2月26日(金)
	運用設計書	令和9年2月26日(金)
(3) オープンデータカタログの更改	オープンデータカタログサイト一式	令和8年12月28日(月)
	データ移行手順書	令和9年2月26日(金)
	要件定義書	令和9年2月26日(金)
	基本設計書	令和9年2月26日(金)
	操作手順書	令和9年2月26日(金)
	各種設定書	令和9年2月26日(金)
	運用設計書	令和9年2月26日(金)
(4) 庁内用及び公開用GISの構築	庁内利用型GISアプリ一式	令和9年2月26日(金)
	庁内利用型GISライセンス一式	令和9年2月26日(金)
	要件定義書	令和9年2月26日(金)
	基本設計書	令和9年2月26日(金)
	操作手順書	令和9年2月26日(金)
	各種設定書	令和9年2月26日(金)
	運用設計書	令和9年2月26日(金)

(5) 道路除排雪情報一元化マップの構築	除排雪情報一元化アプリ一式	令和9年2月26日(金)
	要件定義書	令和9年2月26日(金)
	基本設計書	令和9年2月26日(金)
	操作手順書	令和9年2月26日(金)
	各種設定書	令和9年2月26日(金)
	運用設計書	令和9年2月26日(金)
(6) 道路除排雪機械ダッシュボードの構築	道路除排雪機械ダッシュボード一式	令和9年2月26日(金)
	要件定義書	令和9年2月26日(金)
	運用設計書	令和9年2月26日(金)
(7) 技術支援に関する成果物	説明会・研修等で用いた説明資料等(県・市町村職員向け、民間事業者・県民向け)	令和9年3月31日(水)
(8) 運用保守に関する成果物	令和9年度運用保守管理業務仕様書	令和9年3月31日(水)
	令和9年度運用保守管理業務費用積算書	令和9年3月31日(水)
その他、業務にあたり必要な書類	その他本業務の構築品の運用にあたり必要な文書	令和9年3月31日(水)

成果品の提出に際しての注意事項を以下のとおりとする。

① 納入場所

青森県青森市長島一丁目1-1 青森県総合政策部DX推進課

② 知的財産権の帰属について

本業務における成果物の著作権の扱いは、次のとおりとする。

- ・受注者が従前から所有していた著作権及び第三者が権利を有する著作物は、受注者または当該第三者に帰属するものとする。
- ・受注者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる必要がある場合には、発注者と別途協議するものとする。
- ・本業務の実施により得られた成果物、情報等については、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用または流用してはならない。

③ その他留意事項

- ・受注者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令(民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等)及び条例並びに本仕様書を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- ・本業務の遂行にあたっては、発注者と十分に協議を行い、発注者の意見や要望を取り入れながら実施すること。また、庁内部署や他団体等との調整が必要になった場合、調整が円滑に行われるよう、都度、発注者と協議しながら進めること。
- ・受注者は、業務の進捗状況について、定期的に報告を行わなければならない。
- ・発注者は、受注者の業務遂行に必要な資料等の収集に協力することとする。受注者は発注者から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は業務完了後速やかに発注者へ返還しなければならない。
- ・本業務及び本業務に関連する業務(他の契約に基づくものを除く。)の実施にあたり発生した費用は、本業務委託契約金額の範囲内で対応するものとする。
- ・受注者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿等を整備し、業務完了後においても5年間保存すること。
- ・受注者は、青森県個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- ・本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、発注者と協議して定める。
- ・本業務遂行中に受注者が発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。損害賠償等の責任は受注者が負うものとし、速やかに処理するものとする。

- ・受注者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。但し、発注者が必要と認めた場合は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。
- ・本県及び第三者機関などによる監査・検査等が実施される場合は、本県の指示に従い資料作成・実地調査・質疑応答など対応すること。
- ・すべての作業において、本県その他業務、稼働中の業務システム等に影響を及ぼすおそれがある場合は、本県の指示に従い作業を実施すること。